

令和5年11月22日（水）

## 令和5年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃借権、使用貸借権、無償移  
転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は17件でございます。  
受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から17番は、別紙参考資料1ページから17ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足  
説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は狩俣集落から狩俣漁港向け左側に位置し、譲受人はこれまで小作栽培していましたが、所有権移転して機械等も所有してサトウキビさいばいです。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は沖縄県トラック協会宮古支部より南西200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は比嘉地域総合施設より北側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次受付番号4番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は伊良部港運事務所・伊良部公民館の隣に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・イモ等の家庭菜園です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は伊良部の大栄生コンから結の橋学園向け伊良部工業(株)根原鉦山の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は仲地集落のニバル御嶽の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は島尻集落入口から北西300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号9番から12番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号9番から12番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は久松中学校から北側700mに位置し、譲受人は畜産経営との複合経営で機械等も所有してサトウキビ・牧草栽培です。

**議長：**次に受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号13番と14番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は松ヶ原ゴルフ場から宮古空港向けの東側に位置し、譲受人は機械等は借用して野菜・バナナ等の栽培です。

**議長：**次に受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は保良集落の入口に位置し、譲受人は野菜菜園です。

受付番号16番の説明をいたします。場所は新城配水池の南東に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号17番の説明をいたします。場所は比嘉公民館の南側600mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。はい、14番委員

仲里委員：

受付番号13番・14番の譲受人についてですが、前回取得した土地に関して、荒廃している状態で周囲の方々からも苦情が出ていますので、指導して荒廃地をきれいに管理するような指導をお願いしたいと思います。

議長： はい、荒廃地については、管理をしてきれいに使用するよう指導していきます。ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から17番について受付番号8番を除き、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号18番から19番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から19番は、別紙参考資料18ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号18番と19番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号18番の説明をいたします。場所は島尻集落よりマングローブ公園の北側400mに位置し、譲受人は25年以上の畜産経営で機械等も所有して牧草栽培です。

受付番号19番の説明をいたします。場所は真那津集落の東側に位置し、譲受人は25年以上の畜産経営で機械等も所有して牧草栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**國仲事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号20番から21番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号20番から21番は、別紙参考資料20ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 20 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 20 番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場の東北に位置し、譲受人は機械等は借用ですが、購入予定でハウス等も建設予定でサトウキビ・カボチャ作栽培です。

議 長： 次に受付番号 21 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

嵩原推進委員：

受付番号 21 番の説明をいたします。場所は下地与那覇のサニツ浜公園の西側 400 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号 20 番から 21 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 7 件でございます。受付番号 22 番から 28 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 22 番から 28 番は、別紙参考資料 22 ページから 28 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号 22 番から 28 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第 2 議案第 1 号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第 3 議案第 2 号、「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可の取り消しは 1 件です。受付番号 1 番の説明をいたします。

（内容省略）

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」受付番号 1 番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。  
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は城辺のJAおきなわ宮古葉たばこ生産組合乾燥施設から北側に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は農業生産法人(有)アラフ果樹生産組合の南側に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古厚生園から北東に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。



受付番号4番の説明をいたします。場所は城辺新城集落の西側に位置し、譲受人は機械等も所有して農地中間管理機構でサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよりしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**川満事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は久貝集落の北側のアカバネ地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は旧砂川中学校の東側に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は旧砂川中学区の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 休憩します。

~~~~~  
**休 憩：**

**再 開：**

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から11番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番から8番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

國仲委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年11月2日(木曜日)に、調査員として、10番：川満里志委員、芳山会長、事務局の土地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時30分まで現地調査、午後4時30分から5時30分まで事務局にて調査内容調整会議、11月10日の内部審査会での4条申請12件、5条申請20件、現況確認8件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

國仲委員：

受付番号1番から8番は同じ申請者ですので併せて説明します。場所はうむやす”ん”診療所の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番から8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は城辺線の蔵王自動車整備工場の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は上野資源リサイクルセンターの北東に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

。

川満委員：

この土地に関してですが、土地改良事業で本換地がまだ換地されていない状況ですが、換地終了まで保留としたらどうでしょうか。

議 長： 受付番号10番については、本換地終了まで保留とします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲事務局：

受付番号11番の説明をいたします。場所は城辺下里添ののり自動車整備工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から11番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

**國仲委員：**

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は島尻マングローブ公園の入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

**國仲委員：**

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は市営第2棚根団地から西側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番と4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は県道83号線・西辺集落入口の右側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野・障害等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所はファミリーマート宮古砂山店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は古謝そばから南側120mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん接続と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。



川満委員：

受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明をいたします。場所は下南公民館から地下ダム集水地向け北東に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議にとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は鏡原幼稚園から南側 180 m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地（4 割街区）街区に占める宅地の割合が 4 割を超える区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は久松公民館から北側180mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は宮古島徳洲会病院から西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案とおり決定いたしました。

~~~~~  
議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明願は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。11月1日に平良地区農地パトロールを行い、場所は市営上原団地の南側に位置し、長年農地としての利用はないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は城辺線・鏡原自動車整備工場から宮原集落向けに入った場所に位置し、長年農地としての利用はないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は城辺線・鏡原自動車整備工場から宮原集落向けに入った場所に位置し、長年農地としての利用はないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は狩俣集落センターの北側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は松原墓地公園の東南側に位置し、長年農地としての利用はないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は友利イムギャーの北側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は沖縄電力の宮古島メガソーラ実証研修整備の北側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は県営上野第1団地の西側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委員： 発言なし

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和5年第11回宮古島市農業委員会総会を  
閉会いたします。ありがとうございました。

閉会：

令和5年11月22日

会	長	芳	山	辰	巳
11	番	委員	川	満	広
12	番	委員	久	保	弘
					美